特記仕様書

Ⅰ　工事概要　　消防本部消毒室新築工事

1．工事場所　いちき串木野市昭和通138-1

2．建物概要

建物概要	構造	ＯＲＣ　ＯＳＲＣ　ＯＳ　●Ｗ	階	地上１階		延べ面積	１６．４１㎡
	建物	建築基準法別表第一　　項			消防法施行令別表第一　項		
	用途	耐震安全性の分類　Ⅰ特定の施設　●一般の施設			地域係数　●１．０　Ⅰ（　　）		

Ⅱ　一般事項

1．本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)（令和４年版）、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)（令和４年版）（以下標準仕様書という）による。
2．機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事標準仕様書を適用する。
3．耐震施工は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）」による。
4．本工事の使用資材の品質、規格、種別等は特記事項にＯ印をつけたものを適用する。
5．施工計画書は、着工に先だち、別に定める様式により作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承認を受けた場合は、この限りでない。
6．本工事の施工に必要な官公庁等への手続きに要する費用は、契約金額の範囲内とする。
7．本工事の受電の日から完成引渡（手直し完了まで）の日までに精算された電気使用料は契約金額の範囲内とする。ただし、負担金の取り扱いについては、別途、協議を監督員と行うこと。
8．本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督員へ書面にて連絡して、立会検査をしく（は指示に従うこと。　　（標p14 1.5.5）
9．設計図面に明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては原則として契約金額の範囲内で施工する。ただし、軽微なものに限るものとする。
10．発生材の処置については、関係法令に基づき、適正に処理すること。　　（標p11 1.3.9）
11．各工種の施工に当たっては、関係法令に定められた有資格者を配置すること。
12．前金払について、（●を適用）
　●契約金額の９０％の範囲内で請求することができる。
　○出来高予定額の４０％の範囲内で請求することができる。
　（契約金計年度出来高予定額の率は、契約金額の　　％程度、次年度　　％程度である。）
　○建設工事請負契約書第４１条第３項を適用し、契約会計年度に翌会計年度分の前払い金も含めて契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。
13．中間前金払い又は部分払いについて、（●を適用）
　本工事において、中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択するものとする。
　1）中間前金払い
　　●中間前金払いを選択した場合、部分払いは行わない。
　　○中間前払いを選択した場合でも、契約会計年度末には出来高予定額に応じた部分払いを受けることができる。（契約会計年度出来高予定　　％）
　　中間前払いは契約金額の２０％以内とし、前金払いとの合計額が契約額の６０％を超えないものとする。
　2）部分払い
　　本工事で前払い金を支払ったものについては２回、支払いがなされないものについては３回を越えて部分払いをすることは不できない。
14．「工事カルテ」の作成の必要がある場合（工事請負代金が500万以上）には、工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し承諾を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに登録するとともに登録結果（登録内容確認書）の写しを監督職員に提出すること。
　ただし、期間については契約締結後，土，日，祝日を除く１０日以内とする。　　（標p5 1.1.4）
<<受注時_変更時_完成時>>
15．下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について
　1）受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工地を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する者を使用するように努めることとする。
　2）受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
　3）監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。
16．県産資材等の優先使用について
　1）工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
　2）受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下の記載する「指定資材」の中で県産資材を使用しない場合、
　　「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
　　《指定主要資材（７品目）》
　　生コン（レディミクトコンクリート）、コンクリート二次製品、石材類、
　　アスファルト合材、木材、樹木、野芝
　3）前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第１項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
　4）受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。
17．ダンプトラック等による過積載等の防止について
　1）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
　2）過積載を行っている資材納入業社から、資材を購入しないこと。
　3）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業社等の利益を不当に害することがないようにすること。
　4）さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
　5）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
　6）下請け契約の相手方又は資材納入業社を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は、業務に関しﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
　7）1）～6）のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

Ⅲ　特記事項

区分	項目	特記事項
共通事項	①使用資材の製造所	設計図書等に記載されているものについては特記による。特記されていないものについては、県建築課制定の電気用機材リストに記載されている製造所または同等以上の製造所とする。
	②特殊な材料と工法	標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督員の承諾を得ること。特殊な材料による施工は当該製品の指定工法による。
	③建築工事との取合	壁面、天井面等に機器取付のため必要な開口部等を設ける場合の施工の範囲は、特に監督員の指示する場合以外は、建築工事仕様書による。
	④別契約の関係工事	別契約の関係工事については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進ちょくを図るものとし、疑問が生じたら監督員の指示によること。
	⑤施工過程における調　整	工事現場進行の過程における調整については、監督員ならびに支庁、地域振興局建築担当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。
	⑥工事写真	工事写真は、工程写真と完成写真とする。工程写真は、工事工程に応じ撮影し、工事順に整理したものを受注者にて保管する。 なお、工程写真の提出を監督員が指示した場合、出来高報告書と共に提出し、確認を受けること。完成写真は、工事完成時に撮影し、提出する。（但し、改修工事の場合は、着工前写真を添付すること） 写真はカラー写真とする。原則として電子媒体（デジタルカメラ）による写真を使用する。なお、次の条件を満たすものであること。 （１）デジタルカメラの有効画素数１００万画素数以上、プリンターは、フルカラー３００ｄｐｉ以上の機能を有する機種とし、インク、用紙等は通常の使用条件のもとで３年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。 （２）「現行のカラー写真」と「電子媒体による写真」の混合管理は原則として行わないこと。 （３）現行のカラー写真とする場合は，監督員の承諾を受けること。 （４）受注者は、完成検査若しくは工事目的物引渡しが完了するまで写真管理に利用した電子媒体を保管すること。

分類			内容（スケール付）
共通事項	Ｈ	スラブ	各階工程配管
		壁　柱	各階工程配管　（　〃　）
		天井いんぺい	各階工程配管　（　〃　）
	地中埋設	配　管	各工程配管　（　〃　）
		ｹｰﾌﾞﾙｼｰﾄ	各　工　程　（　〃　）
		接地極	各　種　（　〃　）
	マンホール	基　礎	原則として１基ごと（　〃　）
		内　部	原則として１基ごと（　〃　）
		外　部	原則として１基ごと（　〃　） 配管挿入面の防水処理状況
	入　線		工事種別ごと
	資　材		機器材料ごと
完成写真			全工事および全景
その他監督員の指示した箇所			

区分	項目	特記事項
共通事項	⑦製作図 その他	下記機器については製作図を提出し監督員の承諾を得ること。 （１）各種照明器具 （２）受配電盤、分電盤、操作盤、制御盤、キュービクル、端子盤 （３）ブロックマンホール、電柱 （４）フロアダクト、ライティングダクト、ケーブルラック、バスダクト （５）変圧器、進相コンデンサ、リアクトル、アレスター （６）しゃ断器、高圧開閉器 （７）電圧調整器、静止形電源設備、発電設備 （８）構内交換装置、電気時計装置、拡声装置、非常放送装置 構内情報通信網装置、情報表示装置、映像・音響装置 誘導支援装置、呼出し装置、防犯・入退室管理装置 インターホン装置、テレビ共同受信装置、自動火災報知設備 自動閉鎖装置(自動閉鎖機構)、非常警報装置、ガス漏れ警報装置 テレビ電波障害防除装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置 （９）その他監督員の指示するもの
	⑧工事打合簿	工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことができる。
	⑨立会検査を要する施工工程 〔標p14 1.5.5〕ほか	コンクリート埋込配管・・・・・・・・・・・・コンクリート打込前 いんぺい配管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・配管完了前 地下埋設配管・・・・・・・・・・・・・・・・・・配管完了埋戻し前 入線配線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・入線配線施工時 機器材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・現場搬入後 機器取付・・・・・・・・・・・・・・・・・取付又は据付施工時 上記に示す各工程に達するときには、一般事項８ などの書類により事前に監督員に書類にて連絡すること。
	⑩．工事報告	工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月末の見込み出来高を当月の２０日までに監督員に提出する。 （監督員が指示した場合、工事写真添付のこと）
	⑪．完成図 〔標p15 1.7.2〕	発注図を施工現場と一致するよう訂正した後、下記製本およびＣＤ－ＲＯＭを提出する。 （●Ａ－４版１部，●Ａ－３縮小版２部，○Ａ－１サイズ　部）
	⑫．試験成績書 〔標p13 1.5.4〕	下記事項の試験成績書１部を、出来形確認時に監督員に提出する。 （１）絶縁抵抗測定結果表 （電線相互間及び電線と大地間） （２）接地抵抗測定結果表 （接地箇所、接地種別ごと） （３）高圧保護継電器性能試験結果表 （４）高圧機器及び高圧ケーブル耐圧試験成績書 上記（１）～（４）については、測定年月日、天候、温度、湿度、測定者氏名及び測定器製品番号種別を記入する。 （５）テレビ共同受信電界強度測定結果表 （６）消防法関係設備合格証明書 （７）回路試験結果表 （８）その他監督員の指示するもの。 上記については該当なきは不要とする。
	⑬．申請書類 〔標p5 1.1.3〕	本工事の施工に必要な官公署等への申請書類はその写しを２部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。
	⑭．完成図書 〔標p15 1.7.1〕	本工事について設備の概要、機器取扱い要領及び保守に関する説明書、試験成績書等(保守指導案内書)を２部作成し、完成図と一緒に提出する。
	⑮．接地標示及びケーブル埋設標示 〔標p132 2.13.14〕 〔図p176 電力59〕 〔標p124 2.12.4～5〕 〔図p192 電力69〕	（１）接地標示 ア　標示方法・・・標示板 イ　標示位置・・・標示板によるときは接地極直近の屋外の見やすい位置。 ウ　標示板の寸法等は下表の数値以上とする。 （２）ケーブル埋設標示 ア　標示方法 原則として標示板、標柱、標示ピン、及びケーブルシートによる。 イ　標示位置 ケーブルシートは、全ての地中配管に布設する。ケーブルシートは、管路の深さの二分の一の深さで管路の真上に布設し、管路の埋設幅以上の幅を有すること。標示板は、ケーブルが地中へはいる位置で屋外の見やすい位置に設けること。標柱は、地中線路の曲折箇所、道路横断箇所、直線３０ｍ毎に１個設ける。また，矢印には黒色の塗料を塗り，Ｇレより若干高めに仕上げる。 ウ　標示板及び標柱の寸法等は下記の数値以上とする。 別に定める「標示基準」による。 別に定める「標示基準」による。

	材　質	寸　法（mm）
Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ種	黄　銅　板	90×140×1.0t以上

	材　質	寸　法（mm）
標　示　板	黄　銅　板	90×140×1.0t以上
標　　柱	コンクリート	80 × 80 × 300

区分	項目	特記事項
共通事項	１６．マンホール 〔標p83 1.18.6〕 〔図p177 電力60～64〕	（１）ブロックマンホールは、下記による。（●を適用） ア　構造・・・・鉄筋コンクリート製（設計強度21Ｎ／mm²とする。 イ　寸法・・・・図面記入寸法により監督員の承認を得ること。 ウ　蓋の構造　●鉄蓋　○化粧鉄蓋 ●簡易防水　○完全防水 エ　蓋の耐荷重 蓋の耐荷重は安全荷重を表示する。耐荷重試験はＨＡＳＳ－２０９によるものを基準とし、安全荷重の４倍の荷重に耐えるものであること。なお、図面仕様に明記ないときの破壊荷重は下記による。 ＯＲ２Ｋ（２０ＫＮ）　●Ｒ８Ｋ（８０ＫＮ） オ　蓋の表示 マンホール蓋には下記により表示文字を鋳込みもしくは刻記する。 （ア）種別表示・・・中央部に「電」とする。 （イ）所有者表示・・周辺部に「鹿児島県」とする。 カ　防水及び水抜 （ア）ブロックマンホールの埋設にあたっては、止水材による防水処置を施して接合する。 （イ）マンホール内のパイプ挿入箇所は完全な防水処置をする。 （ウ）水抜は監督員の指示による。 キ　ケーブル支持材・・・・・監督員の指示による。 ク　その他・・・　原則として所定の貫通予定箇所以外の貫通は認めない。

区分	項目	特記事項
共通事項	⑯．プレート	配線器具等のプレートは下記による。（●を適用） ○樹脂　○鉄金属　○ＷＰ　●ステンレス
	１８．配管の塗装 〔標p18 2.7.1〕	塗装の素地ごしらえは、汚れ、付着物及び油類の除去すること。 (鉄面はワイヤブラシ、サンダ等でさび落しを行う。) 塗装は、素地ごしらえの後に行い、合成樹脂調合ペイント２回の塗装を行うこと。 なお、さび止めペイントは、素地ごしらえ後「一般形変性エポキシ樹脂さび止めペイント」「変性エポキシ樹脂プライマーおよび弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー」とする。
	⑲．ケーブル配線 〔標p119 2.10.4.6〕 〔図p139 電力26〕	ケーブルのころがし配線は，ケーブルを損傷しないように支持して布設すること。
	⑳．産業廃棄物の処理	ア　産業廃棄物となる撤去機材は、産業廃棄物監理票制度(マニフェストシステム)により適正に処理し，関係書類を５年間保管すること。 イ　本工事により発生する建設廃棄物のうち，焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には，産業廃棄物税が課税されるので，適正に処理すること。また，産業廃棄物運搬車両については，表示及び書面備え付けの義務付けがされているので，適正に処理すること。 ウ　蛍光灯・水銀灯ランプについて処理方法を特記している場合は，水銀回収できる専門業者に処理を依頼し，引受を確認できる書類を提出すること。 エ　変圧器等の絶縁油については、油処理のできる専門業者に処理を依頼し、引受を確認できる書類を提出すること。 オ　検査時には，マニフェストシステム関係書類の控えを提出し、産業廃棄物の処理が適正に行われたことの確認を受けること。 カ　ＰＣＢ使用電気機器（特別管理産業廃棄物）は，特別管理産業廃棄物保管基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則）を受けた適産省通達「ＰＣＢ使用電気機器等の保管について」に基づき、金属製、プラスチック製等、耐腐食性の容器に収容し、基準に定める表示を行い、種別、数量保管場所を記載した台帳を作成し、監督員が指定する場所に引き継ぐこと。 キ　微量ＰＣＢについては特記する。
	㉑．建設発生土の処理	○場内処理は数均し　○場外搬出は下記による（●を適用） 受け入れ場所（　　） 受け入れ場所での処置（　○敷均し　○たい積　） 搬出距離（　　）ｋｍ 処分費　○有償　○無償 上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり，実施にあたっては監督職員と協議の上，決定する。
電力設備工事	１．電線の色別 〔標p46 1.7.4〕	（１）　幹線及び分岐回路

電気方式	遠近の別	赤	白	黒	青	白
三相３線	左から上から近い方から	第１相	接地側第２相	非接地第２相	第３相	－
三相４線	〃	第１相	－	第２相	第３相	中性相
単相２線	〃	第１相	接地側第２相	非接地第２相	－	－
単相３線	〃	第１相	中性相	第２相	－	－
直流２線	右から上から近い方から	正極	－	－	負極	－

注記
1．左右、遠近の別は、正面から見た状態とする。
2．分岐回路の色別は、分岐前と同一とする。
（単相２線式の「赤」は、黒色となる場合がある）
3．発電機回路の非接地第２相は、接続される商用回路の第２相の色別とする。
4．単相２線式と直流２線式の切替回路２次側は、直流２線式の配置と色別による。
（２）　電灯、コンセント回路　（電圧側が赤の場合）

電灯回路（その１）

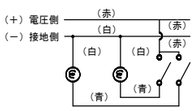

電灯回路（その２）

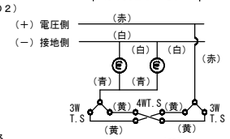

コンセント回路

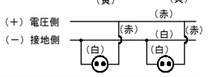

（３）　電極回路

電極＼方式	長	～	短		
２極式	黒	白	－	－	－
３極式	黒	白	赤	－	－
４極式	黒	白	赤	緑	－
５極式	黒	白	赤	緑	黄

（緑は青としてもよい）

区分	項目	特記事項
電力設備工事	②絶縁抵抗値 〔標p139 2.18.2〕	回路の絶縁抵抗値は下記以上の値であること。 （１）低圧の屋内、屋側電路、架空及び地中電線路 開閉器で区切ることのできる電路ごとに５ＭΩ以上とする。 また、既設回路に新設配線を接続する場合は、必ず接続前に既設回路部分の絶縁抵抗測定を行い５ＭΩ以下の場合は、監督員へ報告すること。 ただし、新設部分については、おおむね100ＭΩ以上とする。 （２）高圧の電路 線間、対地間及び高圧と低圧間は200ＭΩ以上とする。 ただし、新設部分については、おおむね2,000ＭΩ以上とする。 （３）絶縁抵抗計の測定電圧

電路の使用電圧	一　般	機器の損傷が予想される場合
１００Ｖ級	５００Ｖ	１２５Ｖ
２００Ｖ級		２５０Ｖ
４００Ｖ級		５００Ｖ
６，６００Ｖ級	１，０００Ｖ	――

区分	項目	特記事項
電力設備工事	③照明器具の取付 〔標p132 2.14.1～3〕 〔監p414 2.14.1～3〕 〔図p133 電力21～23〕	（１）　原則として、照明器具は、スラブその他構造体に呼び径９ｍｍ以上の吊りボルト等で取付ける。 （２）　野縁受けにより支持する場合は、監督員の承諾を得ること。 （３）　吊ボルトは垂直に器具を吊るものとし、インサート位置のお出し誤差は５ｃｍ以内とする。５ｃｍを超える誤差を生じたときはインサート調整金具等により吊ボルト位置の調整をする。 （４）　監督員の指示のあるときは、取付詳細図を提出し、承諾を得ること。
	４．電極棒の長さ	機械設備工事と協議することを。また，別に定める「電極棒の長さの設定基準」による。
	⑤配線器具	図面に特記ないかぎり大角連用埋込型とする。
	⑥位置ボックスおよびジョイントボックスなど 〔標p103 2.2.7〕	図面に明記ないかぎり位置ボックスなどは下記による。 （１）　カバープレートは、原則として壁に角プレート、天井に丸プレートとする。 （２）　プルボックス、ジョイントボックスは、そのプレート表面に用途を示す文字を別に定める「標示基準」により標示する。 （３）　天井又は壁埋込みの場合、ボックスを埋込みすぎないように、塗りしろカバーと仕上がり面とが約１０ｍｍ程度以上埋込みすぎた場合は継ぎわくを使用する。ただし、ボード張りでボード裏面と塗りしろカバーの間が５ｍｍ程度に施工した場合は、この限りでない。 （４）　ネジ類は、ボックス長さに応じた適正な長さとし、ステンレス あるいは黄銅製とする。
	⑦機器の取付高さ 〔監p414 2.14.3〕	（１）　各機器の取付高さは、原則として下記による。

品　名		中心高さ　（mm）
分電盤、操作盤等		床上 1,500または、 盤上端 1,900以下
スイッチ		床上　1,300
シルバー住宅用スイッチ		床上　1,100
手元開閉器、マグネット押釦		〃　1,500
引込開閉器		地上　1,800～2,200
屋外側壁灯		〃　2,500～3,500
自動点滅器		〃　3,000～4,000
ＵＰＳ（ｷｭｰﾋﾞﾙ）	一般室（事務室等）	床上　300
	工場作業室、洗濯室等	〃　800～1,300
	壁付台、作業台上	台上　150～　300
	和室及び住宅内	床上　200

（２）　上記高さに取付困難な場合は監督員の承諾を得ること。

区分	項目	特記事項
電力設備工事	⑧分電盤制御盤 〔標p44 1.7～12〕	（１）　分電盤、制御盤は標準仕様書による。 制御盤は、原則として露出型とする。 （２）　主幹用配線用しゃ断器（漏電しゃ断器の場合も含む）のしゃ断電流は、特記のない場合５，０００Ａ以上とする。 なお、漏電しゃ断器は、ＪＩＳマーク表示品とし単相３線式電路に設ける場合は、中性線欠相保護機能付とする。 （３）　自立型の場合の底板（●を適用） ●要　○不要 （４）　屋外盤の扉にパチン錠付とする。
	９．ヒューズ等の予備数 〔標p55 1.7.7〕	制御盤、配電盤などの表示灯用ランプ、ヒューズ類の予備品は、キャビネットごとに現用数の２０％とし、種別および定格ごとに１組以上とする。
	１０．電柱および装柱材料	図面仕様に明記ないときは、標準仕様書（p82 1.18）による。
	⑪．照明器具等 〔標p35 1.4〕 〔図p47　電力１～20〕	照明器具は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築工事標準図(電気設備工事編)（令和４年版)による他、図面特記、凡例および製作図による。 なお、撤去再取付機器については、撤去前に動作確認を行うこと。
	１２．ボックスの絶縁塗装	金属製の各種位置ボックス等の内面には絶縁塗装を施す。 なお絶縁塗装は必ず入線前に行うこと。 ただし、焼付塗装済みのボックスはこの限りでない。 図面に特記あるときを除き、本特記仕様書その他の１項による。
	１３．避雷針 避雷導線 避雷接地極 〔標p81 1.16〕 〔図p167　電力50～51〕	（１）　避雷突針　クロムメッキ（●を適用） ●国土交通省型　LR1,○国土交通省型　LR2 （２）　避雷導線（●を適用） 銅より線　○３０㎟　●３８㎟　○４０㎟ （３）　導線保護管（●を適用） ○黄銅管、●硬質ビニル管 （４）　接地用端子箱（●を適用） ○黄銅製箱　●ステンレス箱　○合成樹脂箱 （５）　接地極（接地抵抗値はおおむね５Ω以下とする） ア　主　極・・・銅板　１．５×９００×９００以上のもの１枚 イ　補助極・・・銅棒（１４φ×１，５００）
	⑭．接地工事および接地極 〔図p172 電力55～58〕	図面に特記あるときを除き下記による。 （１）　接地極に用いる銅棒は（１４φ×１，５００） （２）　接地抵抗値については、おおむねＡ、Ｃ種５Ω、Ｄ種５０Ωを目標とする。 既設接地端子及び接地線を利用するときは、事前に接地抵抗値を測定し法定値以内であることを確認すること。 （３）　標準仕様書の（２・１３・５）による接地工事の省略等を適用する場合は、必ず監督員の承諾を得ること。
	１５．金属管配線 〔標p102 2.2.5〕 〔監p342 2.2.5〕	（１）　アースボンド線の太さは標準仕様書(表２．２．１)による。 （２）　アースボンドは、ラジアスクランプによる。
受変電設備工事	１．相の色別	図面仕様に明記ないときは，標準仕様書（p148 1.1.4）による。
	２．高圧母線のサイズ	図面に明記ないときは下記による。（●を適用） ＯＥ　○８㎟　○１４㎟　○２２㎟　●３８㎟
	３．受配電盤 〔標p145 1.1〕	（１）　標準仕様書によるほか、屋外形にあっては横雨が侵入し難い構造とし、ドアには、ハンドルと連動する上下の押え金具を設ける。なお両開きドアの場合は左右それぞれ設ける。 （２）　内部照明付とする。
	４．接地工事および接地極	本特記仕様書電力設備工事の１４項による。
	５．母線相互の間隔など 〔標p146 1.1.2〕	（１）　母線相互の間隔及び母線とこれを支持する造営材との離隔距離の最小値は、標準仕様書（表１．１．２）による。 （２）　閉鎖配電盤及び半閉鎖配電盤の高圧配線絶縁距離は標準仕様書（表１．１．２）による。
	６．ヒューズ等の予備数	ヒューズ等の予備数は本特記仕様書電力設備工事の９項による他、電力ヒューズについては種別および定格ごとに１組以上とする。
	７．絶縁抵抗値	本特記仕様書電力設備工事の２項による。
	８．その他	図面仕様によるほか、高圧受電設備規程及び配電規程等による。 電気室内の配線用遮断器等の回路名称については、棟名及び盤名を記入すること。

区分	項目	特記事項
発電設備工事	１．発電装置 〔標p249 第５編第１章〕	図面仕様によるほか下記による。（●を適用） （１）　発電機 通風方式　●自己通風式　○強制風冷式 （２）　ディーゼル機関、タービン機関 共通台床式で防振装置付とする。 始動方式　●電気式　○圧縮空気式 （３）　充電装置 充電器は自動定電圧装置および過充電防止装置付とする。
	２．電線の色別	本特記仕様書電力設備工事の１項による。
	３．防災用発電機 〔標p249 1.1.1〕 〔監p607 1.1.1(1)～(3)〕	消防法等による非常電源としての発電設備は、消防法及び建築基準法に適合したものとする。
通信情報設備工事	１．電線の色別 〔標p405 2.1.3〕	（１）　電線の色別は下表による。

配線種別	マイナスまたは共通	電　圧　側
電気時計	赤または黒	青
拡声	白	黒、黄または赤
火災報知	白	赤　（表　示　線） 黒　（電　話　線） 青　（ベ　ル　線） 黄　（確認ランプ）
接地線	緑または緑／黄	

（２）　通信線の色別順は、青・黄・緑・赤・紫の順とする。

区分	項目	特記事項
通信情報設備工事	２．端子盤	図面仕様に明記ないときは、標準仕様書(p334 1.4)による。
	３．電柱及び装柱材料	図面仕様に明記ないときは，標準仕様書(p393 1.20)による。
	４．接地工事および接地極	接地極は、本特記仕様書電力設備工事の１４項による。
	５．ヒューズ等の予備品	ヒューズ等の予備数は本特記仕様書電力設備工事の９項による他、図面仕様に明記ないときは、標準仕様書（p340 1.4.6ほか）による。
	６．機器の取付高さ	（１）　各種機器の高さは、原則として下表による。

品　名		中心高さ　（mm）
電話用位置ボックス		床上 300または、 タタミ上 200
親　時　計		床上 1,800
小　時　計		床上 2,300
スピーカー		床上 2,300
音量調整器		床上 1,300
表示器・電鈴		床上 2,300
同上操作スイッチ等		床上 1,300
インターホン		親機　床上 1,400 子機　床上 1,000
テレビアンテナ端子		床上 300または、 タタミ上 200
端子盤		床上 750または、 タタミ上 1,500
火災警報装置	Ｐ形発信機	床上 800～1,500
	標識灯　（単独）	床上 2,100
	電　鈴　（単独）	床上 2,300
	分布型感知器　（単独）	床上 1,800
	総合盤	床上 800～1,500
	受信機操作部	床上 800～1,500
	副受信機	床上 800～1,500

（２）　上記高さに取付困難な場合は監督員の承諾を得ること。

区分	項目	特記事項
通信情報設備工事	７．位置ボックスおよびジョイントボックス	本特記仕様書電力設備工事の６項による。
	８．絶縁抵抗値	（１）　測定は、測定場所に適合した電圧の絶縁抵抗計を使用すること。 （２）　１回路又は１系統当たり線間、対地間共５ＭΩ以上とする。 但し，新設部分においては、おおむね５０ＭΩ以上とする。 （３）　機器取付後の測定可能な絶縁抵抗値は１ＭΩ以上とする。
その他	①塗　装 〔標p10 1.3.8〕	盤、プルボックス、配管等の塗装の仕上色については、美観を考慮の上決定し建物壁面と同色系とすること。ただし、建築美観その他の理由で不適と認められるときは、監督員の指示による。 標準色：　・屋内　２．５Ｙ９／１　・屋外　５Ｙ７／１ なお、盤・プルボックスについては、十分なさび止め処理を施し、アクリル焼き付け又は、粉体塗装を行うこと。 塗料、その他の化学製品の取り扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成した化学物質等安全データシート（ＳＤＳ）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
	②化学物質を放散する建築材料等 〔標p18 2.7.1〕	塗料・接着剤等の材料については、原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく建築基準法の規制対象外である「Ｆ☆☆☆☆」の材料を使用すること。
	３．解体等の作業における石綿対策	大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、石綿含有建材に係る調査及び施工を行うこと。 調査が必要な場合は、下記によるものとする。 (1)　調査範囲は原則として施工範囲の各施工部位とする。 （例）機器・点検口の設置に伴う天井改修部分 配管・配線を固定・貫通する内壁・外壁の部分 その他施工に伴い撤去・改修を行う部分 (2)　調査は、目視・既存図面・発注者から提供される資料等により行うこと。 (3)　調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに現場に備え付けること。 (4)　調査の結果、施工部位に含有建材の使用が確認された場合は、その対応について監督職員と協議することとする。 (5)　協議の結果必要と認められれば、契約書に基づき検体分析及び石綿飛散防止対策に関する設計変更を行う場合がある。
	④機器及び材料 〔標p11 1.4.1〕	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより、環境負荷を低減できる材料を選択するよう努める。
	⑤改訂日	Ｒ０６０５０２
		※この特記仕様書における参考ページの略号は以下の通りとする。 標＝標準仕様書，監＝監理指針，図＝標準図

佐藤設計楮山事務所
１級建築士事務所　鹿児島県知事登録第１－５－６号
１級建築士登録　第１７７４１９号　ＣＤ　楮山政彦

CHECK			
・　・　・	消防本部消毒室新築工事		E ── 01 ── 04
・　・　・ 楮山	電気特記仕様書	SCALE NOSCALE	STOOK NO. ── ── / DATE R7.4.1

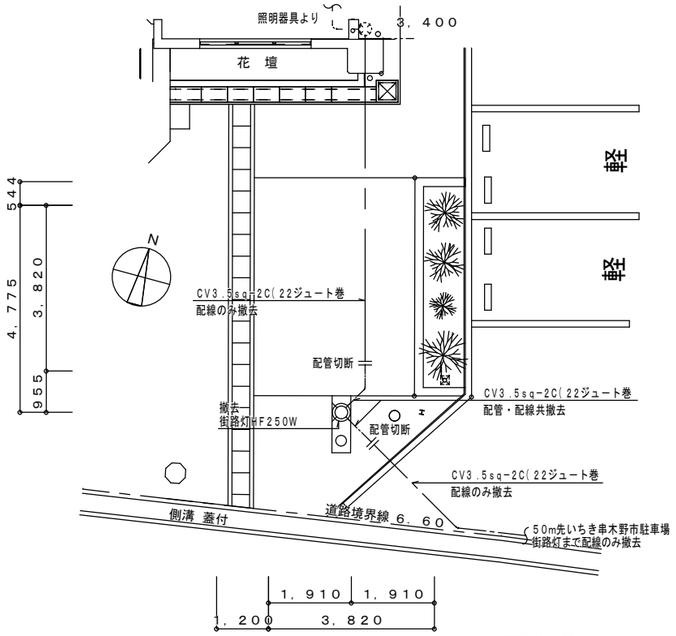

既設外構図　1：100

撤去

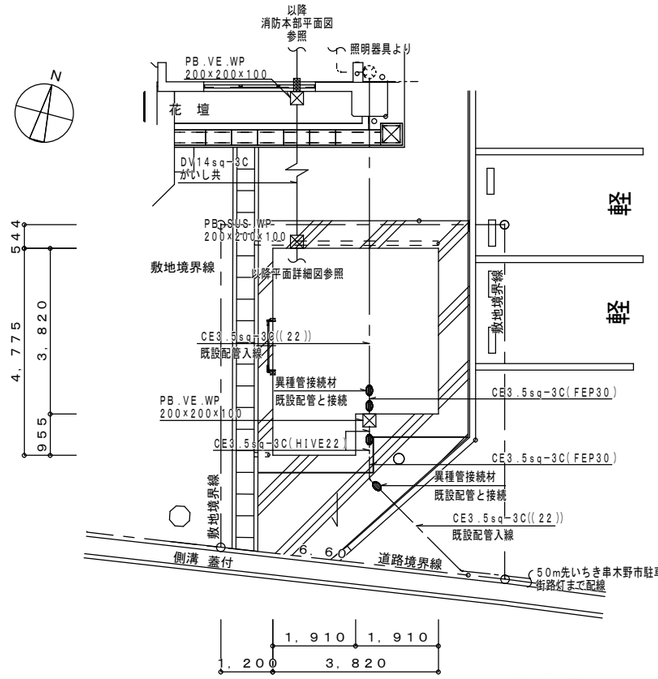

改修外構図　1：100

新設

佐藤設計椿山事務所	1級建築士事務所　鹿児島県知事登録第１－５－６号 1級建築士登録　第１７７４１９号　ＣＤ　椿山政彦	CHECK 椿山	消防本部消毒室新築工事 外構図(電気設備)　SCALE 1：100	E ― 02 ― 04 STOOK NO. ―　DATE R7.4.1

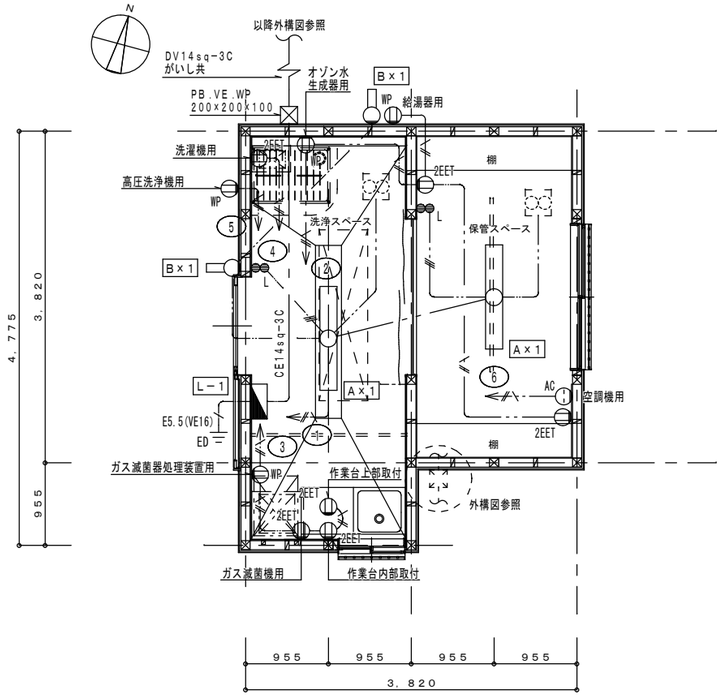

平面詳細図　　S＝1：50

凡例表

記号	名称	仕様	備考
	ホーム分電盤	屋内　露出　樹脂製　ｶﾊﾞｰ付	盤図参照
	照明器具	LED	照明器具姿図参照
	照明器具	LED	〃
	照明器具	街路灯　ＨＦ２５０Ｗ　撤去	
	埋込スイッチ	大角型　１Ｐ１５Ａ×１	SUSﾌﾟﾚｰﾄ
L	埋込スイッチ	大角型　１Ｐ４Ａ(Ｌ)×１	〃
2EET	埋込コンセント	大角型　2P15A　接地極付　x2　接地端子	SUSﾌﾟﾚｰﾄ
AC	埋込コンセント	2P15A,2P20A兼用型　接地極付 接地端子	〃
WP	防雨形コンセント	2P15A　x2　接地端子付	
	プルボックス	傍記参照	
	換気扇	別途工事	
	コア抜き	傍記参照　補修共	
ED	接地	D種	
	異種管接続材		
	配管・配線	天井・壁打込またはいんぺい配管・配線	
	配管・配線	地中埋設配管・配線	
	配線	天井内ころがし配線	
	配線	架空配線	
	配管記号	地中埋設配管・配線	

L－1　ホーム分電盤　樹脂製　カバー付

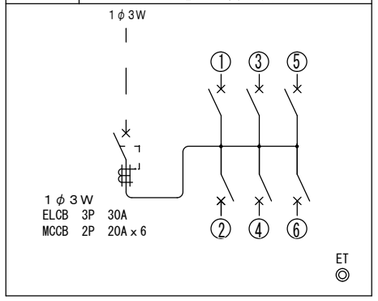

A　直付型４０形　Ｗ１５０
LSS1－4－65

一般タイプ、６９００ｌｍタイプ
定格出力型、電圧１００～２４２Ｖ
本体：鋼板（白色粉体塗装）
ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白）
光源寿命：４００００時間（光束維持率８５％）
昼白色（５０００Ｋ）、Ｒａ８３
電源装置はライトバー側に内蔵

B　ＬＥＤ防犯灯　蛍光灯ＦＬ２０形相当

光束７３０ｌｍ、消費電力６．３Ｗ、電圧１００Ｖ
昼白色、５５００Ｋ、Ｒａ８０
本体：ＡＳＡ樹脂（クールホワイト）
前面パネル：アクリル
防まつ型、明るさセンサ内蔵
電力会社申請入力容量６．５ＶＡ
光束維持時間６００００時間（光束維持率８０％）

配線注記

特記なき配線は下記とする。　壁内部分は配管保護する事。		
二重天井内はケーブルころがし		
——-——	EM-EEF1.6-3C(1Cﾌﾟﾗｽ)	(PF22)
——//——	EM-EEF1.6-3C	(PF22)
——//\——	EM-EEF2.0-3C(1Cﾌﾟﾗｽ)	(PF22)
——//\——	EM-IE2.0×3(1Cﾌﾟﾗｽ)	(PF16)

佐藤設計楮山事務所
１級建築士事務所　鹿児島県知事登録第１－５－６号
１級建築士登録　第１７７４１９号　ＣＤ　楮山政彦

CHECK
楮山

消防本部消毒室新築工事
平面詳細図(電気設備)
SCALE 1：50
E ― 03 ― 04
STOOK NO.
DATE R7.4.1

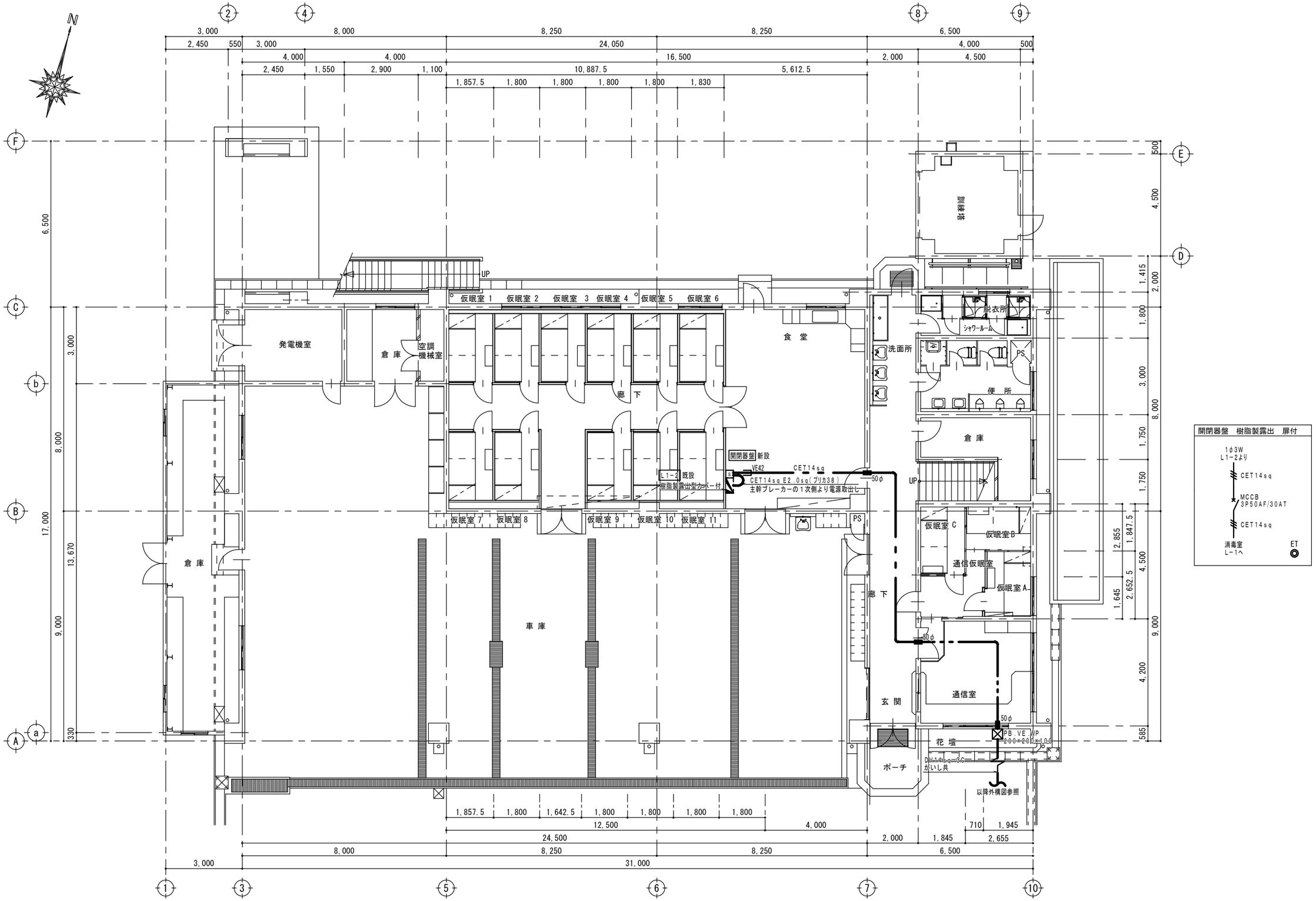

1階改修平面図　S=1/100:A2

佐藤設計椿山事務所	1級建築士事務所　鹿児島県知事登録第1－5－6号 1級建築士登録　第177419号　CD　椿山政彦	CHECK 椿山	消防本部消毒室新築工事 消防本部1階平面図(電気設備)	E — 04 — 04 SCALE 1:100 STOOK NO. — DATE R7.4.1